

■議案第55号 四万十町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 について

【要旨】

平成 29 年 5 月に公布され来年 4 月 1 日から施行される地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、創設された会計年度任用職員制度に移行するため、関係する規定を整備するものです。

【改正内容】

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

会計年度任用職員については、勤勉手当の支給対象とはなっていないため、この規定の適用から除外します。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

会計年度任用職員については、1 会計年度ごとに任用し、任用時に年度末までの給料及び報酬の基礎を決定しており、復職時に号給の調整を行う必要がないため、この規定の適用から除外します。

その他 条例改正により、読み替えられる字句が存在しなくなることから、読み替え規定を削除します。

法律番号を新たに第 7 条第 2 項に記載したため、重複記載となる部分を削除します。

【新旧対照表】

別紙のとおり

【根拠法令等】

「議案第 49 号～議案第 58 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による会計年度任用職員制度等に関連する条例制定・改正 共通資料」を参照